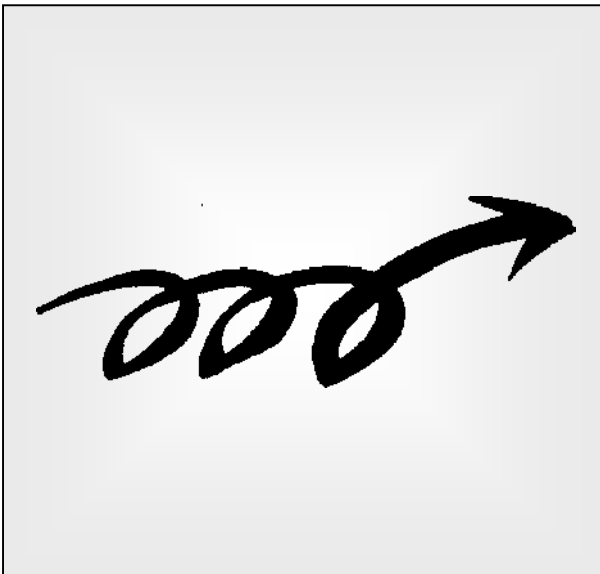


令和4年度

豊田市区長会 第3回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和4年6月1日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 阿垣副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

1 会長 挨拶

2 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容 ・別紙のとおりです。	—	

3 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	総務委員会協議について		1
	協議事項 ・別紙のとおりです。	—	
2	区長会役員会における情報交換について		3
	協議事項 ・別紙のとおりです。	—	
3	地区区長会への区長会4役訪問について		5
	報告内容 ・別紙のとおりです。	—	
4	豊田市区長会総会の開催結果について		6
	報告内容 ・別紙のとおりです。	—	
5	第54回豊田おいでんまつり協賛について		7
	協議事項 ・別紙のとおりです。	—	

4 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		12
	報告内容 ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。	—	

5 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料
番号

1	豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い	豊田市身障協会	1
	依頼内容 ・身障協会福祉事業回覧にご協力をお願いします。 ・回覧文書等は担当者が直接自治区へ持参します。 【連絡先】豊田市身障協会（電話：31-2941）		

	「とよた市民福祉大学（第7期）」について	社会福祉協議会	
2	情報提供 受講者が決定したため、別表のとおり報告します。 ・福祉入門コース 【応募者数】17名 【受講予定者数】17名 ・家庭介護コース 【応募者数】39名 【受講予定者数】39名 【連絡先】豊田市社会福祉協議会 共生推進課（電話：31-1294） ※日・月曜および祝日は休業です。	—	2
3	愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について 推薦書を記入し、地区区長会長へ提出してください。 （地区ごと個人1名、団体1つ以内） 【推薦期限】 区長から地区区長会長へ…地区区長会長が定めた日まで 地区区長会長から交通安全防犯課へ…9月1日（木）まで 【表彰式】 愛知県 令和5年1月13日（金）予定 豊田市 令和5年1月28日（土）予定 ※県・市ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる可能性があります。 【連絡先】豊田市交通安全市民会議（交通安全防犯課内） 電話：34-6633/FAX：32-3794	交通安全防犯課	3
4	行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い 認知症による行方不明高齢者等の情報を提供しますので、可能な範囲で、早期発見等に御協力ください。 ・「かえるメールとよた」への登録をお願いします。 ・行方不明対策5事業の案内ちらしを回覧していただける自治区は下記連絡先まで御連絡ください。 【連絡先】高齢福祉課（電話：34-6984/FAX：34-6793）	高齢福祉課	4
5	新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について 新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が始まります。 ・対象は、3回目接種から5か月以上経過した①60歳以上の市民、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する市民やその他重症化リスクが高いと医師が認める市民 ・②の対象者は、あいち電子申請・届出システム等での申請が必要 【連絡先】新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター （電話：34-6975/FAX：34-6929） ※感染症予防課（電話：34-6180/FAX：34-6929）	感染症予防課	5

5 6月区長便のお知らせ

・・・ 13

6 その他

（1）地区区長会運営費及び費用弁償の支払いについて

区長会役員 各位

総務委員長 中山 拓大

総務委員会及びデジタル実証実験（テスト）について

1 総務委員会の進め方

- ・デジタル実証実験を行うテスト地区から組織する「研究会」を中心に会議を行うため、5月、6月、7月、9月の総務委員会は中止とする。
- ・開催する総務委員会の議題は下表のとおり（デジタル実証実験の進捗状況により変更あり）。

日程	議題
1 1月22日（火）	・テスト地区の総務委員によるデジタル実証実験の進捗状況等の発表と意見交換 ・令和4年度総務委員会の報告書作成
2月15日（水）	・表彰者選考委員会

2 テスト地区の決定

- ・デジタル実証実験を希望する地区は下表のとおり。

地区名	支所	地区の情報（事務局調べ）
梅坪台	拳母	4 自治区、4,774 世帯（自治区加入数）。自治区事務所は全自治区あり。 人口／世帯： 12,810 人／5,956 世帯（平均 1 世帯あたり 2.15 人） 自治区加入率は 80.2%。65 歳以上の割合は 18.5%。平均 42.81 歳。 外国人人口：557 人（4.3%）
浄水	拳母	5 自治区、3,580 世帯（自治区加入数）。自治区事務所は 3 自治区あり。 人口／世帯： 15,308 人／6,550 世帯（平均 1 世帯あたり 2.34 人） 自治区加入率は 54.7%。65 歳以上の割合は 14.6%。平均 37.97 歳。 外国人人口：497 人（3.2%）
美里	高橋	1 4 自治区、7,845 世帯（自治区加入数）。自治区事務所は 3 自治区のみ。 人口／世帯： 20,357 人／8,779 世帯（平均 1 世帯あたり 2.32 人） 自治区加入率は 89.4%。65 歳以上の割合は 27.5%。平均 45.64 歳。 外国人人口：769 人（3.8%）
前林	高岡	1 1 自治区、6,348 世帯（自治区加入数）。自治区事務所は 8 自治区あり。 人口／世帯： 22,154 人／9,676 世帯（平均 1 世帯あたり 2.29 人） 自治区加入率は 65.6%。65 歳以上の割合は 21.4%。平均 42.59 歳。 外国人人口：534 人（2.4%）

⇒デジタル実証実験の成果の比較検証をするため、自治区数、自治区加入世帯数、事務所のある自治区の割合、自治区加入率、65 歳以上の割合、平均年齢に大きく差が見られる**浄水、美里の2地区**をテスト地区とする。

3 今後のデジタル実証実験に関するスケジュール

- ・スケジュールは下表のとおり。デジタル実証実験は令和4～5年度にかけて実施する。具体的なスケジュールは地区毎に相談し、決定する。
- ・テスト地区である地区区長会と事務局との連絡調整は、原則総務委員が行う。

日程	会議名	内容
令和4年 6月1日（水）	役員会	テスト地区決定と研究会設置の承認
7月（地区区長会内 又は別日で会議開催）	〇〇研究会	実証実験の内容・スケジュール確認
9月（地区区長会内 又は別日で会議開催）	〇〇研究会	【実証実験開始】 タブレット配布、タブレット研修受講（基本編）
10月～11月	研究会（合同）	テスト地区が集まり意見交換会 来年度の実証実験の方針検討
11月（地区区長会内 又は別日で会議開催）	〇〇研究会	タブレット研修受講（応用編）
11月22日（火）	総務委員会	進捗状況等の発表と意見交換 令和4年度総務委員会報告書の作成
令和5年 2月24日（金）	4役会	総務委員会から報告
3月1日（水）	役員会	総務委員会から報告

4 区長会役員会での協議事項

- ・研究会の設置について
浄水、美里の2地区で、デジタル実証実験の研究を進めていく。**それぞれの自治区長で構成される「浄水研究会」「美里研究会」の設置について、役員会の承認をいただきたい。**
- ・参考（区長会会則）
第41条（小委員会の設置等） 総務委員会は、小委員会を設置できるほか、役員会の承認を得て関係区長からなる研究会を設置するなど、必要な措置をとることができる。

令和4年6月1日

豊田市区長会役員 各位

会長 深津 澄男

令和4年度豊田市区長会役員会における情報交換について

1 情報交換の目的

各地域固有の取組について情報交換することで、地域活動の参考とする。

2 情報交換の実施方法

テーマのいずれかについて、ブロックごとに、それぞれの代表1地区が発表（5分程度）、その後意見交換をする。

各ブロックの代表地区については、各地区・各自治区で実施されているテーマへの取組み等を踏まえ、ブロック内で相談の上、決定する。発表は、役員以外の自治区長でも可。

3 日程

役員会日程	担当ブロック等	備考
6月1日(水)	テーマの提示	
7月6日(水)	-	
8月3日(水)	第1ブロック発表	発表日の2週間前までに各ブロックで代表地区を決定し、事務局へ報告
9月7日(水)	第2ブロック発表	
10月5日(水)	第3ブロック発表	
11月2日(水)	第4ブロック発表	
11月30日(水)	第5ブロック発表	
12月27日(火)	第6ブロック発表	情報交換について振り返り
2月1日(水)	予備	追加で情報交換したい事項等あれば発表
3月1日(水)	予備	

4 その他

- ・資料のご用意は必要ありませんが、資料の配布を希望する場合は区長会事務局に事前にご相談ください。
- ・発表内容の概要は、役員会2～3日後に豊田市区長会ホームページに掲載しています。



<https://www.toyota-kuchokai.org/senyou12.html>

5 テーマ

① 防災活動、防災会（防災隊）の取組

- ・ 防災訓練は、どのような内容のことをどのように実施しているか。
- ・ 防災会（防災隊）の会員（隊員）をどのように募集しているか。
- ・ 防災会（防災隊）の活動内容（年間）はどのようなことを行っているのか。

② 防犯活動、防犯会（防犯隊）の取組、課題及び改善対策

- ・ 防犯活動はどのような内容の取組をしているのか。
- ・ 防犯パトロール（青パト含む）はどのように実施しているのか。
- ・ 防犯会（防犯隊）の会員（隊員）はどのように募集しているのか。

③ 児童の見守り隊の活動内容

- ・ 児童の登下校の見守りはどのように行っているのか。
- ・ 見守りを行っている人（隊員）の確保はどのように行っているのか。
- ・ 小学校及びPTA、警察署との連携はどのように行っているのか。

④ 空き家に対する対策について

- ・ 空き家の把握はどのように行っているのか。
- ・ 空き家の所有者に対するアクションはどのように行っているのか。
- ・ 空き家に対する対策は自治区役員のみなのか、それとも防犯会（防犯隊）などと一緒に
行っているのか。

⑤ 環境美化対策、マナー違反者への対応について

- ・ リサイクル小屋へ、崩されていない又は汚れた段ボールが入れてある、ペットボトルの
ラベルやキャップがそのままの状態等、マナー違反者への対応はどのようにしているか。
- ・ 指定場所以外へのごみ（段ボール等）の放置に対する対応はどのようにしているか。

⑥ 高齢者の移動手段の確保について

⑦ ペーパーレス活動（自治区回覧の廃止）について

⑧ 後継役員の継続性について

- ・ 自治区長や役員の担い手不足に対して、なにか取組を行っているか。

6 問合せ先

区長会事務局（豊田市役所地域支援課内）大西、中山
電話 34-6629 FAX 35-4745
E-mail: chiikishien@city.toyota.aichi.jp

令和4年6月1日

豊田市区長会役員 各位

豊田市区長会長 深津 澄男

地区区長会への区長会4役訪問について（依頼）

みだしのことについて、下記のとおり伺いますのでご対応をお願いします。

記

- 1 目 的** 区長会4役が各地区区長会の活動状況を視察することで、区長会活動の参考とする。

2 訪問予定

	訪問予定者	対象地区区長会
1 ブロック	深津 澄男	梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻
2 ブロック	鈴木 隆之	高橋・美里・益富
3 ブロック	福士 範行	末野原・上郷
4 ブロック	寺田 典明	竜神・若林・前林
5 ブロック	篠原 末廣	猿投台・井郷・猿投・石野
6 ブロック	阿垣 剛史	藤岡南・小原・足助・下山・旭・稲武

- 3 そ の 他**
- ・後日、区長会4役から地区区長会長に、日程調整の御連絡をさせていただきますので、御対応をお願いします。
 - ・令和4年度当初に区長会事務局に御報告いただきました地区区長会日程表から、日程等の変更がある場合は下記事務局に御連絡下さい。

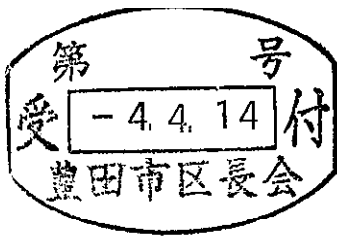
- 4 問合せ先** 区長会事務局（豊田市役所地域支援課内）大西、中山
電話 34-6629 FAX 35-4745
E-mail: chiikishien@city.toyota.aichi.jp

令和4年度 豊田市区長会総会の開催結果について（報告）

- 1 日 時 令和4年5月14日（土） 11時から12時30分まで
- 2 会 場 市民文化会館 大ホール
- 3 出席状況 会員総数298名中 286名（出席者173名、委任状113名）
来賓6名
- 4 議 事 （1）議長の選出 朝日丘地区 長興寺自治区 矢嶋 秀樹 区長
（2）議案の審議結果 第1号議案～第9号議案まで原案どおり承認

地区名	出席者	委任状	来賓
崇化館	12	0	市長
梅坪台	2	1	議長
浄 水	4	1	豊田警察署長
朝日丘	7	0	足助警察署長
逢 妻	5	6	社協会長
高 橋	9	4	地域振興部長
美 里	7	6	
益 富	7	7	
豊 南	6	3	
末野原	5	5	
上 郷	15	1	
竜 神	5	2	
若 林	4	0	
前 林	9	2	
若 園	1	2	
猿投台	6	4	
井 郷	4	0	
猿 投	5	3	
保 見	7	6	
石 野	7	11	
松 平	7	13	
藤 岡	12	6	
藤岡南	6	0	
小 原	9	3	
足 助	3	11	
下 山	2	5	
旭	5	0	
稲 武	2	11	
合 計	173	113	6
	286		6

【次年度に向けた改善事項】



令和4年4月吉日

豊田おいでんまつり協賛法人 様

豊田おいでんまつり実行委員会

会長 安田 明弘

第54回豊田おいでんまつり協賛について（御案内）

春暖の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、豊田おいでんまつりに御協賛いただき、誠にありがとうございます。

今年は「第54回豊田おいでんまつり」を下記日程で開催する予定です。

豊田おいでんまつりは、毎年、多くの企業・個人の皆様の御協賛により開催しています。まつりの内容を充実させ、より多くの皆様にお楽しみいただけるまつりとするため、皆様からの御支援・御協力を心よりお願い申し上げます。

記

1 開催日程

マイタウンおいでん 6月4日（土）～7月17日（日）

おいでん総踊り 7月30日（土）

花火大会 7月31日（日）

2 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた内容が中止になる場合がございます。何卒御容赦くださいますようお願いいたします。

まつりの開催情報については豊田おいでんまつり公式ホームページ

<https://www.oidenmaturi.com/> にて御確認いただけます。

- ・同封のチラシにて入金期限を5月31日（火）としておりますが、手続の都合上、御入金は6月1日（水）以降に行っていただくようお願いいたします。御面倒をおかけしますが、御配慮くださいますよう、お願いいたします。

【問合せ】

豊田おいでんまつり協賛事務局

電 話 0120-748-758

（平日 午前10時から午後6時）

FAX 0565-37-8152

第54回豊田おいでんまつり協賛のご案内 法人用

豊田おいでんまつりは、マイタウンおいでん及びおいでん総踊りからなる「踊り」と、「花火大会」により構成されます。市民が楽しみ、感動し、訪れる人を温かく迎えることができるようなふるさとまつりを、市民・事業者・行政の共働の力で開催するため、豊田おいでんまつりへのご支援・ご協力をお願い致します。

マイタウンおいでん 6/4(土)～7/17(日)

おいでん総踊り 7/30(土)

花火大会 7/31(日)

花火

公式ガイドに貴社名を掲載!!

返礼として花火大会協賛席入場券を進呈!!

1.法人花火

1口 6,500円

■募集口数 844口

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)

2.販売促進用

1口 60,000円

■募集口数 40口

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席10枚/1口)

3.打上花火(8号3玉)

1口 200,000円

■募集口数 2口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

4.仕掛け花火

1口 500,000円

■募集口数 2口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

5.スターマイン

1口 600,000円

■募集口数 25口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚/1口)

6.おいでん大スターマイン

■協賛金500万円に達し次第募集終了

複数の協賛者で一つのスターマインを打ち上げます。また、豊田市内の煙火店が打上げを行い、「WE LOVE とよた」、「WE LOVE おいでん」を掲げ、豊田おいでんまつりの新たなシンボルになることを目指します。

1口 50,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)

1口 100,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席3枚/1口)

1口 300,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

PRグッズ・広告・その他

<第49回の開催状況>

踊り参加者数:114連、4,181人(リトルおいでん含む) 踊り観客数:115,000人 花火観客数:360,000人
※花火大会協賛席入場券の進呈はありません。

1.公式ガイド広告

発行部数15万部

(7月中旬に新聞折込で市内一斉配布)

A. カラー1/3 1枠:W24.0cm×H10.5cm

1口 200,000円

■募集口数 2口

※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

B. カラー1/6 1枠:W11.9cm×H10.5cm

1口 100,000円

■募集口数 4口

※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

C. カラー1/24 1枠:W6.0cm×H5.0cm

1口 40,000円

■募集口数 20口

2.公式サイトバナー広告

豊田おいでんまつり公式サイトに

バナー広告を掲載します。

1口 50,000円

※バナー制作費(3,000円)が別途必要です

■募集口数 18口 ■サイズ 160×60ピクセル ■形式 GIF形式、JPEG形式 ■容量 30KB以内

■期間 ~2023年3月末日 ■掲載場所 豊田おいでんまつり公式サイト <https://www.oidenmaturi.com/>

3.うちわ

1口 30,000円(300本)

■募集口数 120口 ■サイズ 約16cm×25cm(円部付)

■広告スペース 8cm×14cm・単色刷り

(10口以上の場合は全面カラー広告)

※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります

4.タオル

1口 40,000円(140本)

■募集口数 50口 ■サイズ 約34cm×85cm

■広告スペース 23cm×7cm

※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります

5.PRブース

まつり会場内でブース出展、広報宣伝

1口 150,000円~

■募集口数 4口 ■サンプリング商品もしくはPRチラシの配布 ■商品の展示紹介

※デント(2面×3間)、机、椅子、照明、電源は、主催者が用意します

詳細については、豊田おいでんまつり協賛事務局までご連絡ください

6.豊田市駅前ステージ看板<特大>

NEW

1口 330,000円

■募集口数 2口

■広告スペース 横210cm×高さ300cm

※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します

※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます

※仕様は変更になる場合があります

※完全データをご提供ください

※デザイン制作をご希望の場合はご相談ください

(別途費用)

※おいでんまつりを応援するメッセージを入れること

※広告内容はおいでんまつり実行委員会と

協議の上決定すること

7.豊田市駅前ステージ看板

1口 30,000円

■募集口数 22口

■広告スペース 横90cm×高さ30cm

※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します

※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます

8.総踊りコース内イントレ看板

1口 30,000円

■募集口数 未定

■広告スペース 横90cm×高さ30cm

※豊多町交差点を中心とした総踊りのメインコースに設置した

イントレ前面に社名を掲載します

※仕様は変更になる場合があります

※募集口数はイントレの設置数により40口程度から最大56口程度となります

9.賞金・賞品

1口 6,000円~

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの参加者連に授与

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの際に協賛者として会場アナウンスの上、授与します

受付期間 4/19(火)~5/31(火)

※募集口数に達し次第受付を終了します。ただし、受付初日(4月19日(火))に限り、募集口数を超える申込があった場合、抽選により、協賛者を決定します。受付期間終了後も、口数に余裕のある場合は、引き続き協賛を受け付けます。

協賛の申込方法は裏面(申込書)をご覧ください。

◆詳しい協賛情報はこちらへ

(豊田おいでんまつり公式サイト)

<https://www.oidenmaturi.com/>

豊田おいでんまつり

検索



携帯からはこちら

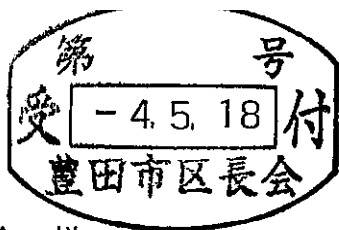
お問合せ先

「豊田おいでんまつり協賛事務局」

TEL:0120-748-758 (平日 午前10時~午後6時)

FAX:0565-37-8152

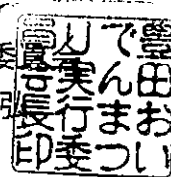
業務委託: (株)トヨタエンタプライズ 共栄カンパニー 〒471-0831 愛知県豊田市司町4-16



豊ま実発第7号
令和4年5月16日

豊田市区長会 様

豊田おいでんまつり実行委
会長 安田 明 弘



第54回豊田おいでんまつりへの協賛について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、豊田おいでんまつりに格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は、6月4日（土）から7月17日（日）に市内15会場で「マイタウンおいでん」を、7月30日（土）には、中心市街地で「おいでん総踊り」を実施いたします。

さらに、7月31日（日）には、全国屈指の花火師により打ち上げられる「花火大会」を開催いたします。

つきましては、まつりの内容を充実させ、多くの皆様にお楽しみいただけるものとするため、御支援と御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 行事名 第54回豊田おいでんまつり
- 2 期間・内容 別添のとおり
- 3 依頼内容 ①賞状 1点 マイタウンおいでん「豊田市区長会賞」
②賞金 6,000円の協賛
- 4 その他 別紙の承諾書にて、6月1日（水）までに、
豊田おいでんまつり実行委員会事務局へご回答ください。（FAX可）
- 5 連絡先 豊田おいでんまつり実行委員会事務局（豊田市産業部商業観光課）
担当 犬飼
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
電話（0565）34-6642
FAX（0565）35-4317

第54回豊田おいでんまつり開催概要



1 豊田おいでんまつりの構成

マイタウンおいでん及びおいでん総踊りからなる「踊り」と、「花火大会」により構成されます。

2 趣 旨

市民が楽しみ、感動し、訪れる人を温かく迎えることができるようなふるさとのまつりを、市民・事業者・行政の共働の力でつくります。また、市民が豊田市の素晴らしさを再認識し、郷土愛を醸成する「WE LOVE とよた」が体感できる取組を行います。

3 テーマ

「WE LOVE とよた」 魅力発見 ふるさとのまつり

- ・「WE LOVE とよた」の露出を高め、市内外へとよたの魅力を発信します。
- ・地域を巻き込んだ「WE LOVE とよた」の演出により、魅力あるまつりとなります。

4 名 称

第54回豊田おいでんまつり

5 日 程

- (1) マイタウンおいでん : 令和4年6月4日(土)～7月17日(日)
- (2) おいでん総踊り : 令和4年7月30日(土)
- (3) 花火大会 : 令和4年7月31日(日)

6 場 所

- (1) マイタウンおいでん : 市内15会場
- (2) おいでん総踊り : 名鉄豊田市駅東側一帯
- (3) 花火大会 : 白浜公園一帯(矢作川河畔)

7 主催等

- (1) 主 催 : 豊田市・中日新聞社・東海テレビ放送(株)
- (2) 主 管 : 豊田おいでんまつり実行委員会
構成団体は別添規約のとおり
- (3) 後 援 : 愛知県、愛知県観光協会ほか

8 マイタウンおいでん一覧

開催日	開催団体	会場
6月 4日(土)	いけいけ鞍ヶ池おいでんまつり	鞍ヶ池公園 芝生広場
6月11日(土)	エコフルタウンおいでんまつり	とよたエコフルタウン
	ほみにおいでん	保見運動広場
6月18日(土)	踊ろ舞！おいでん小原	小原トレーニングセンター
6月25日(土)	足助地区おいでんまつり	足助宮町駐車場
	おいでん香恋の里しもやま	下山トレーニングセンター
	猿投おいでん夏まつり	運動公園芝生広場
7月 2日(土)	IY0IY0 おいでん	GAZA 南広場
	元祖 おいでん上郷！2022	柳川瀬公園多目的広場
7月 3日(日)	おいでんあさひ風鈴まつり	旭支所駐車場
7月 9日(土)	稲武おいでんまつり2022	道の駅 どんぐりの里いなぶ イベント広場
	ふじおかおいでん夏まつり	藤岡コミュニティ広場
	マイタウンおいでん高岡	高岡運動広場
	大林納涼祭 ”ほ〜いおいでん大林2022”	大林公園
7月17日(日)	豊スタおいでん夏まつり2022	豊田スタジアム東イベント広場

第3回 運営委員会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 27 日 ～ 6 月 1 日	2	87,000	0	0
4 月 1 日 ～ 6 月 1 日	0	87,000	0	0
1 件あたりの平均支給額	—	0	—	0

2 5月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	平戸橋二区	69,000	矢作川河川愛護活動	左肩腱板損傷	草刈り中、足が竹の根に引っかかり転倒し肩を負傷
2	公営美和	18,000	資源ゴミ分別作業	蜂刺傷	足長蜂の巣に気付かず、草刈りをしようと指をU字ブロックに入れたら、蜂が飛び出し刺されて負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 27 日 ～ 6 月 1 日	0	0	0	0
4 月 1 日 ～ 6 月 1 日	0	0	0	0

《自治区活動事故報告書について》

- * 「事故報告書（損害補償金用）」（様式第2号）と写真（破損箇所と車のナンバー入り）・見積・車検証のコピー・管理下中事故証明書添えてすみやかに提出してください。

《共済会事故報告書について》

- * 「事故報告書」（様式第2号）は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。
- * 疾病、内疾患（熱中症・貧血・立ち眩み等）が原因でお怪我をされても、対象となりません。
- * 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。（提出が遅れた場合も同じです）

環境美化等での草刈り機を使用する場合は、周囲の人や車などから、
15m以上離れ、物損事故や人身事故が起きないように十分注意して作業をしてください。
また、暑い時期での作業は、飲み物を各自で用意をして水分補給をするよう 注意を促し、
適宜休憩をとりながら実施してください。

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

6 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	地域で実施される防災関連行事における次世代自動車の活用	環境政策課 防災対策課	34-6650 34-6750	配付	全自治区
2	行方不明高齢者等に関する取組への協力	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
3	「夏の交通安全市民運動実施要項」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
4	豊田市区長会総会の開催結果	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
5	令和4年度豊田市区長会・豊田市区長会 共済会会費の領収書	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区
6	令和4年度 道路・河川愛護活動作業報告書	道路維持課 河川課	34-6645 34-6672	依頼	全自治区
7	自治区女性会等講師料助成事業	とよた男女共同 参画センター	31-7780	配付	全自治区
8	新型コロナウイルスワクチンの4回目接種	感染症予防課	34-6180	配付	全自治区
9	「社会を明るくする運動」啓発ちらし	次世代育成課	34-6630	回覧	全自治区
10	愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦	交通安全防犯課	34-6633	依頼	全自治区
11	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	配付	旧市内自治区

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡しください。
 - ・区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。
- (提出物などを入れないようにお願いします。)

※自治区だよりは、発行の都度支所に3部(拳母地区は地域支援課に2部)提出してください。

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
明日^{あす}に向かって伸び^むゆく豊田市^のの市民^{とよたし しみん}です。

- 1 緑^{みどり}をはぐくみ、川^{かわ}を大切^{たいせつ}にして、
豊^{ゆた}かな自然^{しぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教^{きょうよう}養^{たか}を高めて、
文化^{ぶんか}の向^{こうじょう}上につとめましょう。
- 1 元^{げんき}気で働^{はたら}き、若^{わか}い力^{ちから}をそだてて、
幸^{しあわ}せな家庭^{かてい}をつくりましょう。
- 1 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを尊^{とうと}び、きまりを守^{まも}って、
住^すみよい社会^{しゃかい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』」の種をモチーフに、本文の
5項目を明るいうらなひで表し、実践活動を通じて、
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって
育て伸ばそう」という意味を表しています。

令和4年6月1日

区長様

一般社団法人 豊田市身障協会
会長 松本清彦

◇豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は『一般社団法人 豊田市身障協会』に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共身体障がい者を取りまく情勢は、激しい社会経済の変動の中にあって年々厳しい状況におかされているのが実情でございます。

私たちは社会への完全参加と平等の実現並びに社会的地位の向上、障がい者福祉の一層の前進をめざして会員一致のもと積極的にとりくんでおります。活動資金援助には関係当局等の温かい支援を受けておりますが、まだまだ十分といえる活動費がございません。このような訳で活動費の捻出にあたって回覧事業による物品販売を実施しております。

この事業は各都道府県の障害者団体の活動資金確保のために活動する日本身体障害者団体連合会 収益事業所にて行っております。昨年（2021年）も市民の皆様にご多大なるご理解とご協力をいただきました事業収益金 金 324,329 円は当身障協会の運営資金として有難く活用させて頂いております。

区長様におかれましては、公私ともどもご多忙のところ誠に恐縮ですが、本年度も下記の要領にて実施させて頂く所存ですので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

記

1. パンフレットは、回覧だけで回収の必要はありません。（個人別の申込みです）
2. 年間3回の実施を予定しています。 6月・10月・2月
3. 担当が各区長様宅及び区事務所へお伺いいたします。
4. 回覧につきましては各区長様のご判断で、ご都合の良い時期にお願い致します。

ご注意ください！

「豊田市身障協会」以外からの福祉回覧依頼にはご注意ください。
この回覧（豊田市）以外は当協会に収益は配分されておられません。

【事務局】 ☎471-0062
豊田市西山町5丁目2番地6 サン・アビリティーズ豊田内
一般社団法人 豊田市身障協会 電話 31-2941

豊田市身体障がい者 福祉事業 回覧
—ユニバーサルデザインの明るい街—



協 會
清 彦

41-040

令和 4 年 6 月 1 日

自治区長 各位

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
会 長 幸 村 的 美
とよた市民福祉大学運営委員会
委 員 長 山 村 史 子
(公 印 省 略)

「とよた市民福祉大学（第 7 期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、「とよた市民福祉大学（第 7 期）」の募集について、自治区内の周知にご協力
いただき、誠にありがとうございました。
つきましては、受講者が決定いたしましたので、別表のとおり人数を報告いたしま
す。
ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

- 1 事業名
とよた市民福祉大学（第 7 期）

- 2 受講決定者

コース名	受講決定者数
① 福祉入門コース	17 名
② 家庭介護コース	39 名

- 3 その他
男女・地区別の人数は、別表をご参照ください。

- 4 連絡先
豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉、鈴木（健）
〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1
電 話 (0565) 31-1294（直通） F A X (0565) 33-2346
Eメール vc@toyota-shakyo.jp 休業日 日・月曜日及び祝日

とよた市民福祉大学の報告

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標の1つである「地域福祉活動の担い手を増やす」を実現するため、「とよた市民福祉大学」を実施しています。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、運営は本会が設置する地域福祉活動推進委員会におけるとよた市民福祉大学運営委員会が中心となって行っています。

福祉入門コース

1 開催趣旨

従来の啓発による住民福祉教育活動から、「人材の育成・養成」を目的とした市民福祉教育活動の実践を目指し、地域における福祉活動の担い手の育成を実施します。

2 受講者・修了者数

1期	平成28年度	受講者48名	修了者47名
2期	平成29年度	受講者39名	修了者37名
3期	平成30年度	受講者34名	修了者33名
4期	令和元年度	受講者32名	修了者32名
5期	令和2年度	受講者13名	修了者13名
6期	令和3年度	受講者23名	修了者20名
7期	令和4年度	受講者17名	(6月～11月 12回開催)

〈中学校区別修了者数〉 ※計は第7期の受講者全員が修了とみなした数。 [人]

中学校	1～6期	7期		計	中学校	1～6期	7期		計
		男	女				男	女	
崇化館	19	0	0	19	若 園	1	0	0	1
梅坪台	5	1	0	6	猿投台	5	0	0	5
浄 水	8	1	0	9	井 郷	6	0	1	7
朝日丘	9	0	1	10	猿 投	7	0	0	7
逢 妻	11	1	1	13	保 見	8	0	1	9
高 橋	6	0	0	6	石 野	2	0	0	2
美 里	11	2	1	14	松 平	12	0	1	13
益 富	11	1	0	12	藤 岡	2	0	1	3
豊 南	5	0	1	6	藤岡南	4	0	1	5
末野原	7	0	0	7	小 原	1	0	0	1
上 郷	4	0	1	5	足 助	2	0	0	2
竜 神	8	0	0	8	下 山	2	0	0	2
高 岡	8	0	0	8	旭	2	0	0	2
前 林	13	1	0	14	稲 武	3	0	0	3
					計	182	7	10	199

〈男女別修了者〉 ※第1期～第6期までの合計人数

男性	女性
45名	137名

家庭介護コース

1 開催趣旨

安心した生活を支えるため、地域の多様な担い手による介護予防、生活支援サービスが重要です。将来の自分のため、家族のため、そして地域の担い手としての「人材育成・養成」を目的に介護の基礎を学ぶ家庭介護コースを実施します。

※修了後は、「豊田市生活支援担い手養成研修」修了者と同等の資格が得られ、介護保険制度における総合事業のサービス（生活支援訪問サービス）に就業できます。

2 受講者・修了者数

- 1期 平成28年度 開講準備
 2期 平成29年度 受講者41名 修了者41名
 3期 平成30年度 受講者30名 修了者27名
 4期 令和元年度 受講者30名 修了者29名
 5期 令和2年度 受講者21名 修了者20名
 6期 令和3年度 受講者35名 修了者33名
 7期 令和4年度 受講者39名（6月～8月 8回開催）

〈中学校区別修了者数〉 ※計は第7期の受講者全員が修了とみなした数。 [人]

中学校	2～6期	7期		計
		男	女	
崇化館	10	0	2	12
梅坪台	3	0	1	4
浄水	2	1	3	6
朝日丘	6	0	5	11
逢妻	8	0	2	10
高橋	13	0	1	14
美里	9	0	3	12
益富	7	0	1	8
豊南	7	1	1	9
末野原	8	0	1	9
上郷	6	0	1	7
竜神	7	0	4	11
高岡	5	0	1	6
前林	6	0	0	6

中学校	2～6期	7期		計
		男	女	
若園	3	0	1	4
猿投台	6	0	1	7
井郷	5	0	3	8
猿投	6	0	1	7
保見	5	0	0	5
石野	2	0	0	2
松平	6	0	1	7
藤岡	2	0	0	2
藤岡南	5	1	0	6
小原	1	0	0	1
足助	7	0	0	7
下山	3	0	1	4
旭	1	0	2	3
稲武	1	0	0	1
計	150	3	36	189

〈男女別修了者〉 ※第2期～第6期までの合計人数

男性	女性
19名	131名

令和 4 年 6 月 1 日

区長会役員 様

豊田市交通安全市民会議
会長 深 津 澄 男

愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦の取りまとめについて（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰をさせていただいております。今年度も 6 月区長便にて、別紙のとおり各自治区長に候補者の推薦依頼を予定しております。

つきましては、地区区長会長様に推薦の取りまとめについて御協力をお願い申し上げます。

記

1 表彰名

- ・愛知県交通安全推進協議会長感謝状
- ・豊田市交通安全グリーン功労章

2 対象者及び推薦基準

別紙「推薦の基準について」を参照してください。

3 提出方法

- ・区長から提出された推薦書に署名の上、地区区長会長から提出してください。
- ・地区で個人 1 名、団体 1 つ以内の推薦をお願いします。
※候補者が 2 名以上になる場合は、事務局までご相談ください。

4 提出期限

令和 4 年 9 月 1 日（木）

※期限までに提出がない場合は、該当なしとさせていただきます

5 提出先

豊田市交通安全市民会議事務局（市役所交通安全防犯課内）まで持参

※お手数ですが、定例役員会の際等にお立ち寄りください。

6 注意事項

- ①愛知県交通安全推進協議会長感謝状は過去10年以内、豊田市交通安全グリーン功労章は過去5年以内に受賞経験のある者は、今年度の表彰を受けることはできませんのでご注意ください。（資料：過去受賞者一覧を参照）
- ②別添過去の受賞者一覧は、推薦者との協議の資料として地区区長会長様にのみ配布します。個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。
- ③推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となります。ただし、県は推薦限度人数を設定しているため推薦ができない場合があります。特に団体推薦については、県の推薦基準「2 優良交通安全団体」をよくお読みください。

7 選考結果

それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。

なお、選考結果は、県の結果通知が届き次第（12月下旬頃）本人及び推薦者、地区区長会長へ通知します。

8 その他

市民会議に加盟する諸団体（各交推協、高齢者クラブ連合会、公立小・中・高校の校長会、交通安全諸団体など）へも推薦依頼をしています。

9 問合せ先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所交通安全防犯課内） 担当：高井、内藤

TEL：34-6633 FAX：32-3794

令和4年6月10日

自治区長 様

豊田市交通安全市民会議
会長 深 津 澄 男

愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日ごろ地域の交通事故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰を行っております。
つきましては、下記により候補者を御推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 表彰名 ・愛知県交通安全推進協議会会長感謝状
 ・豊田市交通安全グリーン功労章
- 2 対象者 別紙「推薦の基準について」を参照してください。
- 3 推薦方法 別紙、推薦書を**地区区長会長**へ提出してください。
 （様式の地区名・地区区長会長名は記入しないでください。）
- 4 推薦期限 **地区区長会長が定めた日まで**
 ※参考 地区区長会長は各地区の分を取りまとめ、**1名・1団体を選定のうえ、9月1日（木）までに市民会議事務局へ提出すること**になっています。
- 5 選考結果 それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。
 選考結果は、県の結果通知が届き次第（12月下旬頃）本人及び推薦者へ通知します。
- 6 表彰式 それぞれ次のように予定しています。
 ・愛知県交通安全推進協議会表彰式
 …令和5年1月13日（金）交通安全県民大会
 ・豊田市交通安全グリーン功労章表彰式
 …令和5年1月28日（土）交通安全市民大会
 県民大会・市民大会ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる可能性があります。
- 7 問合せ先 豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所交通安全防犯課内）
 担当：高井、内藤
 電話：0565－34－6633 FAX：0565－32－3794

推薦の基準について

愛知県交通安全推進協議会会長感謝状推薦基準

1 民間街頭活動協力者（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体に所属する者以外の者であって、令和3年中、本来の職務（※1）によらないで、地域において他に率先して積極的に街頭活動を行い、人格及び公共奉仕の精神に優れていると認められ、過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けたことのない者で以下のいずれかの要件に該当する者

- （1）園児、児童及び生徒の通学（園）時の交通安全指導、誘導
- （2）街頭交通指導又は交通立番
- （3）街頭交通安全広報又は交通安全啓発活動
- （4）その他街頭における交通安全のための活動

（例）自転車の街頭点検・交通教室・交通訓練・道路パトロールなど

2 優良交通安全団体（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体以外の団体であって、豊田市内におけるボランティア団体、地域組織及び事業所等の各種団体や組織で、以下の全ての要件に該当する団体

ただし、国及び地方公共団体の機関（市町村、県事務所等）は除く。

- （1）交通安全県民運動等に積極的に参加し、地域の交通安全活動に貢献したこと
- （2）団体の構成員の中に、少なくとも過去1年以内、自らが第一当事者となった交通死亡事故又は多数の負傷者を出すなどの重大事故を引き起こした者がいないこと
- （3）過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けていないこと

豊田市交通安全グリーン功労章要領

1 趣旨

交通事故の撲滅を目的として、地域や職域における交通安全活動の功績を顕彰するとともに、将来における自主的及び積極的な交通安全活動の伸長を図る。

2 表彰対象

表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、その活動が個人本来の職務（※1）であるもの、又は過去5年間にこの表彰を受けたものを除く。

- (1) 豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）が実施する交通安全事業の推進に対し、多大な貢献をしたもの。
- (2) 地域、職域等において、交通安全事業を活発に展開し、その功績が顕著なもの。
- (3) その他交通安全に関し功績が顕著であると会長が認めたもの。

3 受章資格

豊田市内に在住、在勤若しくは在学する個人、又は豊田市で活動をする団体。

4 表彰

表彰は、市民会議会長が行う。

5 選考方法

被表彰者の選考は、推薦書類に基づき、市民会議企画部会が行う。

6 推薦

- (1) 被表彰候補者を推薦しようとする推薦者は、市民会議会長が必要と認める推薦書類を、所定の期日までに、市民会議事務局へ提出しなければならない。
- (2) 推薦者は、市民会議加盟団体の長及び自治区長とする。

7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

※ 1 「本来の職務」とは、職業（生活手段）としての交通安全活動を指し、推薦の対象にはなりません。報酬を受けないボランティア活動や一定の報酬があっても、職業ではない場合は、推薦の対象となります。

【対象外の例】 豊田市交通指導員、市職員、警察、学校及び教師など

【留意事項】

- 1 地域において他に率先して交通安全推進のための活動を **5年以上** 行っている個人又は団体を推薦してください。合併地区にあっては、合併前の年数も通算可。
- 2 **本人の承諾を得て** 推薦してください。
- 3 推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となりますが、推薦限度人数などの関係により県への推薦ができない場合があります。特に**団体推薦**については、**県の推薦基準「2優良交通安全団体」**をよくお読みください。

提出用

(県交推協・市民会議表彰)

交通安全功労者推薦書

令和 4 年 月 日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地 区 名	地 区
地区区長会長名	

次の者(団体)を交通安全功労者(団体)として推薦します。

推薦者	自治区名	
	区 長 名	

1	住所 (団体の場合は 連絡先)	〒 (電話 -)
2	氏名 (団体の場合は その名称)	(ふりがな) (生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)
3	職業 (団体の場合は 代表者名)	ふりがな(代表者の場合) (生年月日(代表者の場合) 大・昭・平 年 月 日)
4	推薦理由 功績	活動開始年 年から 団体規模(団体のみ) 人
5	表彰歴	

- * 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- * 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- * 地区区長会長は令和 4 年 9 月 1 日(木)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ持参で提出してください。
【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当: 高井、内藤 Tel 3 4 - 6 6 3 3

※「愛知県交通安全推進協議会長感謝状」及び「豊田市交通安全グリーン功労章」の推薦書を兼ねています

記入例

(県交推協・市民会議表彰)

交通安全功労者推薦書

令和4年 ○月 ○日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地区区長会長が署名
をしてください

手書き・パソコン入力
どちらでも結構です。

次の者(団体代表者、女性功労者、団体)として推薦します

地区名	地区
地区区長会長名	

推薦者	自治区名	○○町
	区長名	○○○○

1	住所 (団体の場合は 連絡先)	〒○○○-○○○○ 豊田市○○町○○番地 (電話 ○○-○○○○)
2	氏名 (団体の場合は その名称)	(ふりがな) ころも いっぺい 挙母 一平 (生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)
3	職業 (団体の場合は 代表者名)	農業
4	推薦理由 功績	活動開始年 平成10年から 団体規模(団体のみ) 人 1 ○○年にわたり、○○交差点に毎朝1時間立番し、児童・生徒の交通安全指導を行った。 2 ○○年にわたり、○○町△△交差点で通勤時間帯に朝夕立番し、一般通行者の交通安全指導を行った。 3 交通安全市民運動期間中、街頭に立ち、積極的な啓発活動に努めた。 これらの活動を通じて、地域全体の交通安全思想の高揚を図り、交通事故防止に尽くした功績は極めて大きい。
5	表彰歴	無し

- * 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- * 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- * 地区区長会長は令和4年9月1日(木)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ持参で提出してください。

【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：高井、内藤 Tel 34-6633

令和 4 年 6 月 1 日

自治区長 各位

高齢福祉課長 渡辺直樹

行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 29 年 1 月 27 日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、下記の取組への御協力をお願いします。

記

1 認知症による行方不明高齢者等の情報提供について

以下の情報を提供しますので、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。

(1) 第一報情報：「かえるメールとよた」で迅速に全ての自治区へ提供

①範囲：全ての自治区

②方法：「かえるメールとよた」（各自治区長等に御登録いただく）で迅速に提供

③内容：行方不明者の呼び名、年齢、行方不明発生状況の概要（日時・町名）、特徴、服装、顔写真

(2) 追加情報：行方不明者と関係が深い自治区にのみ、「かえるメールとよた」で配信した方の詳細な情報を提供し、捜索活動に活かしていただく

①範囲：行方不明者の「住所がある自治区」と「行方不明が発生した場所の自治区」の両区長

②方法：電話連絡（「自治区長名簿」に記載の電話番号）

③内容：行方不明者・家族の氏名と住所、行方不明発生状況の詳細、家族の電話番号

※上記に加え、警察から要請がある場合、下表のとおり防災ラジオ、防災行政無線で行方不明者情報を提供しますので、御承知おきください。

	情報提供する要件	情報提供する地区
防災ラジオ	旧町村地区で発生した事案	小原・藤岡・藤岡南・足助・旭・稲武・下山地区
防災行政無線	捜索範囲が限定されており、警察が捜索している又はする場合	警察が捜索している又はする場合

2 「かえるメールとよた」への御登録のお願い

上記 1（1）実施のため、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。

【登録方法】

案内ちらしに記載の手順に従って登録を行うことが可能です。

登録が困難な場合は、別紙様式「かえるメールとよた利用登録同意書」に必要事項を記入の上、高齢福祉課まで F A X、メール等でお送りください。

※「かえるメールとよた利用登録同意書」は自治区長及び自治区役員様の専用の様式となりますので、自治区民の皆様への回覧は御遠慮ください。

＜裏面に続きます＞

3 行方不明対策事業の周知について

行方不明対策 5 事業の案内ちらし(別紙「ご家族が行方不明になることが心配な方へ」)を回覧していただける自治区がありましたら、7月の区長便で送付しますので、お手数ですが、6月末までに高齢福祉課までご連絡ください。御協力よろしくお願いします。

当市では、行方不明対策事業として、①かえるメールとよた ②徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度 ③見守り安心マーク ④GPS機器補助制度 ⑤認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しております。

上記事業は、高齢福祉課及び地域包括支援センターで申込みができるため、必要な区民の方がいらっしゃいましたら、自治区長様からも御案内いただけると幸いです。

参考) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書(関連事項を抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、認知症若しくは認知症の疑いのある高齢者又は障がい者で、**行方不明となっている者(以下、「徘徊高齢者等」という。)**の**早期発見、行方不明事案の防止及びその家族等の支援に関する取組について定める**。なお、・・・

別紙) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 各自の実施事項

実施者	実施内容
甲 (豊田市)	(1) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の早期発見のための情報提供をその家族等から受けたとき、徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を「かえるメールとよた」等で乙、戊及び己に提供し、徘徊高齢者等に係る現認情報を甲又は所轄の警察に提供するよう求める。 (2) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の家族等から提供された行方不明事案の防止のための情報を活用し、行方不明事案の防止に向けた対策を講ずる。
乙 (豊田市区長会)	(1) 「かえるメールとよた」について、自治区内での回覧等を活用して登録者数の増加に努める。 (2) 甲が提供する徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を活用した早期発見、行方不明事案の防止のほか甲が実施する認知症に関する取組等に可能な範囲で協力する。
丙 (愛知県豊田警察署) 及び丁(愛知県足助警察署)	(1) 徘徊高齢者等が行方不明になった旨の届出をその家族等から受けたときは、徘徊高齢者等の早期発見及び行方不明事案の防止のため、甲への情報提供を勧奨し、家族等が希望するときは、甲が別に定める様式に記載させ、甲に徘徊高齢者等の情報を提供させる。 (2) 行方不明者届を受理していない徘徊高齢者等を保護したとき、行方不明事案の防止のため、家族等に告知した上で、必要に応じて甲に徘徊高齢者等の情報を提供する。
戊 (ひまわりネットワーク株式会社) 及び己(エフエムとよた株式会社)	(1) 甲の依頼があったとき、自らが管理する放送設備を使用して、視聴者及び聴取者に甲が配信する「かえるメールとよた」の内容を周知し、徘徊高齢者等を現認したときにその情報を甲又は所轄の警察署に提供するよう促すための放送を可能な範囲で行う。 (2) 甲、乙、丙及び丁が実施する認知症に関する取組等の広報について、可能な範囲で協力する。

<問合せ先>

豊田市 福祉部 高齢福祉課
計画施設担当 清水
電話 34-6984

「かえるメールとよた」(緊急メールとよた(行方不明者情報)) 利用登録同意書

自治区

裏面の利用規約に同意の上、メール配信に同意します。

氏名	メールアドレス
例) 高齢 太郎	例) korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp (オー) (ハイフン)

※恐れ入りますが、以下のように見分けが付きにくいと思われる英数字や記号は、カタカナでの表示をするなど、ご配慮くださいますよう、お願いします。

- ・ 0(ゼロ)とO(オー(小文字・大文字)) ・ 1(イチ)とI(エル) ・ 2(ニ)とZ(ゼット)
- ・ 5(ゴ) とS(エス) ・ 6(ロク)とb(ビー) ・ 7(ナナ)と1(イチ)
- ・ -(ハイフン)_と(アンダーバー) ・ .(ドット)と:(コロン)と,(コンマ) など

緊急メールとよた利用規約

第 1 条 (利用規約)

1.この規約（以下「本規約」といいます）は豊田市（以下「提供者」といいます）が提供する情報配信サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を定めたもので、本サービスの利用希望者（以下「利用者」といいます）が本サービスを利用する際の一切の行為に適用されます。

2.本サービスの利用に際しては、本規約に同意のうえご利用ください。

3.本サービスは、合理的な範囲において本規約を利用者の了承を得ることなしに変更することができます。その変更は豊田市が本サービス上で表示した時点より効力を持ちます。

第 2 条 (運営方針) 1.本サービスは利用者が安心して利用するために以下の方針で運営します。

- (1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
 - (2)虚偽または不快な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の行為に対し、厳正な態度で臨みます。
- 2.本サービスは収集した個人情報に関して以下の目的でのみ利用します。
- (1)本サービスのお申し込みの確認やメールの配信するため
 - (2)提供している情報、サービスに関連した情報をお届けするため
 - (3)本サービス休止等のご案内をお届けするため

第 3 条 (利用者登録)

1.本サービスの利用希望者はメールアドレスなど本サービスの利用にあたって必要となる情報の登録を行うものとします。本サービスの利用者登録は、本サービスにおいて所定の手続を完了したときに成立し、登録成立後は本サービスがご利用いただけます。

ただし、次のいずれかに該当すると提供者が合理的に判断出来る場合には、提供者は登録成立後であっても利用者登録を取り消すことができます。

- (1)登録した情報に対して情報配信を行う事が合理的に困難と判断した場合
- (2)登録者本人では無い情報を登録した場合
- (3)過去に本規約の違反等により利用者資格を取り消されたことがある場合
- (4)その他本サービスの運営に支障を与え、第三者または豊田市の権利・利益を害するおそれがあるなど、登録が適当でないと認められる場合

第 4 条 (セキュリティ対策)

1.利用者の情報の安全と秘密保持を最も重要なものと考え、利用者の情報を不正アクセスや不正利用から保護するための技術的、管理上及び物理的セキュリティ対策を実施しています。

2.万一登録情報が漏洩した場合は、セキュリティポリシーに基づきネットワークを切断する等の措置を講じます。

第 5 条 (個人情報保護の管理) 1.利用者の登録情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ安全な管理体制でこれを保護します。

第 6 条 (登録情報の確認・変更・脱退) 1.本サービスでは、お預かりした個人情報の全て、または一部が合理的、技術的に適切な方法で保護された環境下で確認、変更することができます。

2.本サービスでは、登録を任意に脱退することができます。

第 7 条 (禁止事項) 1.登録希望者及び本サービス利用者は、以下に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1)他人のメールアドレスを、その所有者の承諾なしに登録すること
- (2)不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること
- (3)サーバに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び高負荷をかけること
- (4)その他本サービスに障害を発生させようとする事

第 8 条 (第三者への提供)

1.本サービス利用者のご承諾がない限り収集した個人情報を第三者に提供いたしません。

2.ただし、以下の場合においてはこの限りではありません。

- (1) 本サービス利用者の同意がある場合
- (2) 法令に基づき開示、提供を要請された場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第 9 条 (費用)

1.登録及び利用に必要な電子機器(スマートフォンなど)は、利用者自らの費用と責任において用意してください。

2.本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料(利用者登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金)は利用者の負担となります。

第 10 条 (本規約の改定) 1.本規約は、法令等の要請や個人情報保護の一層の改善のため、適宜、見直し、改定を進めてまいります。

2.本規約の改定を行う場合は、合理的な方法で利用者に通知する、もしくは、利用者に通知なく行う場合があります。

3.本規約が変更された場合、変更後の内容が直ちに適用されます。

第 11 条 (免責事項)

1.提供された情報により、利用者または第三者が被った損害、回線やサーバ混雑等により配信遅延又は未着などにより生じたすべての結果、利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合について、一切責任を負いません。

2.本サービスに異常が生じた場合は、予告なくサービスを停止することがあります。

3.これにより生じた利用者及び第三者の損害に対して、一切責任を負いません。

第 12 条 (準拠法)

1.本規約の準拠法は日本法とします。

2.利用者との間で生じた紛争については、本サービス提供団体の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

ご家族が行方不明になることが心配な方へ 豊田市のサービスをご利用ください

地域の
見守りの目で
安心



いなくなっても
すぐに捜せて
安心

詳細は
裏面へ

◎ 行方不明になる前に・・・

徘徊高齢者・障がい者等 事前登録制度
・行方不明になる可能性のある方の情報を登録し、見守りにつなげます。



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

対象者(徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者であることなど、詳細は裏面参照)が、他人の財物を壊したなどにより、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に補償します。

※暴行に起因する賠償責任等、
保険金が支払われない場合があります。



**保険金額: 1億円
(自己負担額なし)**

見守り安心マーク

- ・アイロンで服に貼れます。
- ・無料で配布します。(年間10枚まで)



徘徊者捜索機器(GPS) 利用促進補助金

認知症などにより行方不明になるおそれがある高齢者等のための、GPS機器(居場所を知らせる装置)の導入費用を助成します。

◎ 万が一、行方不明になったら・・・

かえるメールとよた (緊急メールとよた 行方不明者情報)

- ・行方不明高齢者情報を登録者へメール配信します。
- ・ひまわりネットワーク(字幕)、ラジオ・ラビート放送でも情報発信します。
- ・協力機関(自治区、民生委員、消防本部、地域包括支援センター)にも情報提供します。



メール配信

・メール画面
イメージ

・字幕イメージ



放送で情報発信

豊田市徘徊高齢者・障がい者等家族支援事業の概要

豊田市では、認知症等で行方不明になる可能性のある方とそのご家族へ、さまざまなサービスを行っています。まずはお気軽にご相談ください。

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

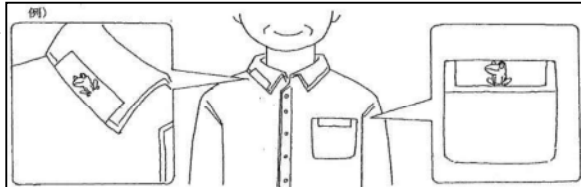
見守り安心マーク

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定のある方等

▼申込方法

高齢福祉課又は地域包括支援センターに申込書を提出
※見守り安心マークは、マークに連絡先を書き、アイロンで洋服のエリやソデ等に貼って使います。



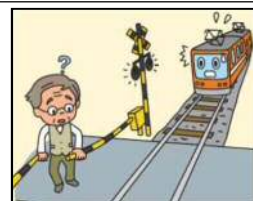
個人賠償責任保険事業

▼対象者

- ①徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度利用者
- ②歩行が可能で行方不明になる可能性がある方※
- ③他に同様の保険に加入していない方※ ※申告制

▼補償対象：対象者の以下の行為等による損害賠償

- ①線路に立ち入り、電車等を止めてしまった場合に、鉄道会社から請求される振替輸送費用
 - ②他人の財物を壊したことによって負担する費用 など
- ※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。



GPS機器助成（徘徊者捜索機器利用促進補助金）

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている方等

▼申請者（家族）

市内在住でGPS機器を対象者の早期発見のために適切に使用・管理できる方

▼補助対象経費（上限22,000円（税込み））

GPS機器の導入費用（本体、充電器、専用ケース等）、契約手数料

※上記以外（月額使用料等）は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回まで。

▼手続きの流れ

- ①高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入に関して相談し、業者と契約し、機器の利用を開始
- ②市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける

かえるメールとよた 緊急メールとよた（行方不明者情報）

▼利用方法

高齢者等が行方不明になった際に、ご家族等が警察で行方不明者届を提出した後、市への情報提供書を記載・提出（警察から市へFAX） ※事前登録者は110番通報後なら利用可能

地域の皆様へ：メール登録にご協力をお願いします！

- ① t-toyota-city@sg-p.jp へ空メール（件名、本文に何も書く必要はありません）を送信してください。
※右のQRコードを読み取ってメールを送信することもできます。
- ② すぐに仮登録メールが送信されます。メールに記載されたURLをクリックして登録画面に進み、手続きをしてください。
※仮登録メールを受信していただくため、受信拒否等の設定をしている場合は、ドメイン：@city.toyota.aichi.jp の受信許可設定をお願いします。



【お問合せ】 豊田市福祉部 高齢福祉課 電話：0565-34-6984

令和 4 年 6 月 1 日

自治区長様

豊田市 感染症予防課長 前田 洋希

新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種について（情報提供）

このことについて、豊田市は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的に、下記のとおり 4 回目接種を実施しますので情報提供いたします。

記

1 対象者

3 回目接種から 5 か月経過した①または②の方

①**60 歳以上の市民**

②**18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患を有する市民やその他重症化リスクが高いと医師が認める市民**

2 接種開始日

6 月 20 日（月） ※医療従事者と高齢者施設入所者等は別途定める日から

3 接種券の発送開始日

令和 4 年 6 月 17 日（金）以降、順次発送

- ・対象者①：3 回目接種から 5 か月経過した日以降に手元へ届くよう発送
- ・対象者②：接種を希望する人は接種券の発行申請が必要（詳細は裏面参照）

4 使用するワクチン

ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチン

5 接種方法

- ・個別接種は、かかりつけ医などの市内医療機関にて実施
- ・集団接種は、以下の日程で実施
7 月 30 日（土）（会場:スカイホール豊田）、8 月 20 日（土）（会場:豊田市役所東庁舎）

6 予約方法

個別接種は、接種券が届き次第、同封されている「ワクチン接種医療機関一覧」に掲載の方法等で予約

集団接種は、LINE、予約サイト（インターネット）、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（電話または FAX）のいずれかで予約

- ・7 月 30 日（土）接種：7 月 6 日（水）午前 9 時から予約開始
- ・8 月 20 日（土）接種：7 月 27 日（水）午前 9 時から予約開始

<その他>「予約支援窓口」の設置

ワクチン接種の予約にあたり、スマートフォン等の操作に不安があり、かつ家族等に協力を依頼することが難しい高齢者等を対象に予約支援を行います。

期間 令和 4 年 6 月 20 日（月）～8 月 12 日（金）

場所 ・豊田市役所（南庁舎 1 階ロビー）：月～金の午前 9 時～午後 5 時（祝日除く）
・各支所（11 か所）：月・水・金の午前 9 時～午後 1 時（祝日除く）

**<問合せ> 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター 電話:0565-34-6975
FAX:0565-34-6929**

※同様の内容を、民生委員児童委員及び高齢者クラブの各会会長にも情報提供いたします。

基礎疾患を有し、4回目接種を希望する人の接種券の発行について

18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する市民等で、4回目接種を希望する人は接種券を発行するために、事前の申請が必要です。

対象者

以下の項目の全てに該当する人

- ・豊田市民（豊田市に住民票がある人）・申請日時点の18歳～59歳の人
- ・以下の基礎疾患等の事由に該当している人

基礎疾患等の範囲

①以下の病気や状態の人で、通院/入院している人

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 6 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- 7 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常を伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がい等）
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障がい者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院治療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）
（※）精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

②その他

- 15 基準（BMI30以上）を満たす肥満の人
※BMI = 体重（kg）÷ 身長（m）÷ 身長（m）
- 16 その他重症化リスクが高いと医師が認める人

申請等について

・受付開始

令和4年6月6日（月）午前9時から

・申請方法

①インターネット(あいち電子申請・届出システム)から申請【推奨】

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=49879

インターネットでの申請はこちら➡



②郵送、市役所(感染症予防課[東庁舎4階]の窓口)での申請

※申請書は市役所で配布しています。ホームページからダウンロード可

接種券は3回目接種から5か月経過した日以降に届くよう順次郵送します。